

# 規定

甲（株式会社ウェザーマップ）と乙（受講生）は、以下の通り、総合講座 DVD&通学コースを受講する契約をする。  
受講期間はお申し込みから1年間とする。

## 【お申込み】

- ・「受講申込書」をお送りいただき、受講料の入金が確認でき次第、教材をお送りします。
- ・受講料分割払いの場合は、分割受講料の入金の都度、教材も分割でお送りいたします。

## 第1条（講義の提供）

甲は講座パンフレット記載の期間、回数、時間数の講義を、甲が契約している教室内において、乙に提供しなければならない。但し、災害や講師の急病等やむを得ない場合はこの限りではない。

## 第2条（誠実提供義務）

甲は所定の講義を乙に対して技術的に最大限の効果が上がると思われる方法で、誠実に提供する義務がある。

## 第3条（クーリングオフ）

乙の都合のみで、下記の通りクーリングオフができる。甲は下記の条件でこれに応じなければならない。

### クーリングオフに関する事項

- 1、申し込みをした日を含む8日間は、申し込みの撤回（以下クーリングオフという）ができる。
- 2、クーリングオフの効力は、申し込み撤回書面を発信した郵便消印日付から生じる。
- 3、事業者は損害賠償や違約金の支払いを請求できない。
- 4、すでに講義を行っていた場合でも、対価の支払いを請求できない。
- 5、すでに支払われた授業料およびテキスト代はすみやかに返還する。

## 第4条（中途解約）

乙の都合のみで、通学講義の8回分（全体の受講料のうち86,400円分相当）を、下記の通り授業回数割にして、かつ損害賠償額を控除して中途解約ができる。甲は下記の条件でこれに応じなければならない。

### 中途解約に関する事項

- 1、クーリングオフ期間終了後は、中途解約ができる。
- 2、事業者は、以下に示す損害賠償額の支払いを請求できる。

受講開始前 損害賠償額 16,200円

受講開始後 損害賠償額 未受講分の授業料の20%（上限5万円）及び既受講分の授業料のすべて。

なおこの場合、未受講、既受講授業料については、解約申し出時点における、全体に対する授業回数割合で算出する。

## 第5条（受講料納入）

乙は甲に対して所定の受講料を納入する。受講料の金額及び納入期限については、受講料納入契約書の記載の通りとする。

## 第6条（迷惑行為等）

乙が他の受講生の迷惑となる行為を行ったり、故意に甲に対して損害を与えた場合には、甲は乙に損害の賠償を請求することができる。

## 第7条（災害時の免責）

地震・台風等の自然現象や、甲の入居している建物以外の所からの出火・爆発及び甲の入居している建物内でも甲に関係のない階からの出火・爆発など、甲の責任のない災害により乙が被害を受けた場合、甲は緊急対応をするもその責は負わない。

※本講座で使用するテキスト、VTR等の無断複製、その他第三者への貸与・譲渡は、著作権法により処罰の対象となります。